

生活習慣病予防健診実施機関の皆様へ

令和6年度 生活習慣病予防健診及び特定保健指導 に係る説明会

配信期間：令和6年2月～令和6年3月31日（日）



目次

- (1) 生活習慣病予防健診 P 2 ~ P 3 7

- (2) 特定保健指導 P 3 8 ~ P 7 2

- (3) 愛知支部の実施状況 P 7 3 ~ P 8 4
及び
各種依頼事項

(1) 生活習慣病予防健診

— 1. 令和6年度実施要綱・事務処理要領

2. 実施体制の確認

3. 請求時の注意事項

4. 各種ご連絡

(2) 特定保健指導

(3) 愛知支部の実施状況 及び 各種依頼事項

『生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱』および『生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領』の令和6年4月1日改正では主に下記の5点の変更点があります。

- ① 付加健診の対象年齢拡大
- ② 付加健診の未実施減額
- ③ 第4期制度改正に伴う変更点
- ④ 腹部触診の取扱い
- ⑤ 契約書条項の追加等

※令和6年度の自己負担率および健診費用は令和5年度から変更はありません。

【変更の背景（国の動向）】

- 厚生労働省から令和6年度から始まる第4期特定健康診査・特定保健指導に伴い令和5年3月31日付で「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」が示されました。
- 厚生労働省が示している「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月）が令和5年3月、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」が令和5年5月に改正されました。
- インボイス制度への対応が令和5年10月1日より始まっています。

これらは協会けんぽの生活習慣病予防健診の分野だけでなく、特定健診等を実施する全健診機関が対応（把握）する必要がある事項になります。必ずご確認ください。

① 付加健診の対象年齢拡大

- 更なる保健事業の充実の一環として、令和5年度から生活習慣病予防健診等の自己負担の軽減を実施したところですが、疾病の早期発見等を目的として、令和6年度からは付加健診の対象年齢を、現行の「40歳、50歳」から「40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳」に拡大します。

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱 本文 抜粋

新	旧
イ付加健診 一般健診を受診する者のうち、当該年度において、 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の者。	イ付加健診 一般健診を受診する者のうち、当該年度において、 40歳又は50歳の者。

受診受け入れ枠を拡大していただくとともに、
付加健診の年齢拡大について自己負担の軽減と併せた周知を
実施していただくようお願いします

② 付加健診の未実施減額

- 付加健診にかかる未実施減額については、これまでは眼底検査のみを対象としていましたが、令和6年度からは、全項目について、未実施減額の対象に追加します。なお、実施未実施の判断は他の検査項目と同様に、医師の判断及びやむを得ない理由等によるものとします。

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱 別紙6 (健診費用の上限額及び自己負担率) 抜粋

新		旧	
未実施減額単価表 (消費税別)		未実施減額単価表 (消費税別)	
(2) 付加健診		(2) 付加健診	
検査項目	検査費用	検査項目	検査費用
尿検査	360円	眼底検査	720円
血液学的検査	460円		
生化学的検査	930円		
眼底検査	720円		
肺機能検査	2,400円		
腹部超音波検査	5,300円		

※上表の減額単価は令和4年度診療報酬点数を参考に設定しています。

医師の判断及びやむを得ない理由以外 (本人希望等) での未実施とならないよう、適切な運用をお願いします

③ 第4期制度改正に伴う変更点

➤ 令和6年度から始まる第4期特定健診・特定保健指導に伴い、健診項目及び問診項目について以下の変更・追加を行います。

(変更・追加点)

- ・ 空腹時中性脂肪が測定できない場合の随時中性脂肪を追加
- ・ 肝機能の検査項目名の変更
- ・ 標準的な問診項目の追加

※標準的な問診項目については、厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム」の別紙3を準用し、要綱に追加しています。

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱 別紙1 (健診の基準) 抜粋

新	旧
<p>1 一般健診</p> <p>カ 生化学的検査 空腹時血糖(注1)、総コレステロール、AST(GOT)、ALT(GPT)、アルカリフォスファターゼ、γ-GT(γ-GTP)、空腹時中性脂肪(注2)、尿酸、クレアチニン(eGFR)、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール(注3)</p> <p>(注2) 脂質検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時中性脂肪が測定できない場合は、随時中性脂肪を測定すること。</p> <p>(注3) 空腹時中性脂肪または随時中性脂肪が400mg/dl以上や食後採血の場合、LDLコレステロールの代わりにnon-HDLコレステロールにより血中脂質検査を行うことを可とする。</p>	<p>1 一般健診</p> <p>カ 生化学的検査 空腹時血糖(注1)、総コレステロール、GOT(AST)、GPT(ALT)、アルカリフォスファターゼ、γ-GTP、中性脂肪、尿酸、クレアチニン(eGFR)、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール(注2)</p> <p>(注2) 中性脂肪が400mg/dl以上や食後採血の場合、LDLコレステロールの代わりにnon-HDLコレステロールにより血中脂質検査を行うことを可とする。</p>

【参考】 第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会 第4回資料1より抜粋

➤ 空腹時中性脂肪が測定できない場合の随時中性脂肪を追加

① 特定健診の基本的な項目 (P.〇〇別紙1参照)
質問項目、身体計測(身長、体重、BMI、腹囲(内臓脂肪面積))、理学的所見(身体診察)、血圧測定、脂質検査^a
(空腹時中性脂肪、やむを得ない場合には随時中性脂肪(空腹時(絶食10時間以上)以外に採血を行う場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除く)により脂質検査を行うことを可とする。)、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はNon-HDLコレステロール^b、肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP))、血糖検査^{c,d}(空腹時血糖又はHbA1c^e検査、やむを得ない場合には随時血糖)、尿検査(尿糖、尿蛋白)。

- a 特定健康診査においては、空腹時中性脂肪は絶食10時間以上、随時中性脂肪は~~食事開始から3.5時間以上~~絶食10時間未満に採血が実施されたものとする。
- b 中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合には、LDLコレステロールに代えてNon-HDLコレステロール(総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの)でもよい。
- c 特定健康診査においては、空腹時血糖は絶食10時間以上、随時血糖は食事開始時から3.5時間以上絶食10時間未満に採血が実施されたものとする。

は検討会後に
削除された箇所

脂質異常に関するフィードバック文例集

ページ例

【健診判定と対応の分類】

健診判定		対応	
		肥満者の場合	非肥満者の場合
異常 ↑	受診勧奨判定値を超えるレベル	LDL-C \geq 180mg/dL又はTG \geq 500mg/dL (空腹時、随時を問わない)	①早期に医療機関の受診を
	受診勧奨判定値を超えるレベル	140mg/dL \leq LDL-C $<$ 180mg/dL又は300mg/dL \leq TG $<$ 500mg/dL (空腹時、随時を問わない)	②生活習慣を改善する努力をした上で、医療機関の受診を
	保健指導判定値を超えるレベル	120mg/dL \leq LDL-C $<$ 140mg/dL又は空腹時150mg/dL(随時175mg/dL) \leq TG $<$ 300mg/dL又はHDL-C $<$ 40mg/dL	③特定保健指導の積極的な活用と生活習慣の改善を
正常 ↓	基準範囲内	LDL-C $<$ 120mg/dLかつTG $<$ 空腹時150mg/dL(随時175mg/dL)かつHDL-C \geq 40mg/dL	⑤今後も継続して健診受診を

【参考】 第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会 第4回資料1より抜粋

➤ 標準的な問診項目の追加

標準的な質問票

	質問項目	回答
1-3	現在、a からcの薬の使用の有無	
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	①はい ②いいえ
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	①はい ②いいえ
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けていますか。	①はい ②いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、条件1と条件2を両方満たす者である。 条件1:最近1ヶ月間吸っている 条件2:生涯で6ヶ月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている)	①はい(条件1と条件2を両方満たす) ②以前は吸っていたが、最近1ヶ月間は吸っていない(条件2のみ満たす) ③いいえ(①②以外)
9	20歳の時の体重から10kg以上増加している。	①はい ②いいえ
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施	①はい ②いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施	①はい ②いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	①何でもかんで食べることができる ②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ほとんどかめない
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない
17	朝食を抜くことが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ

喫煙

18	お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度はどのくらいですか。(※「やめた」とは、過去に月1回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近1年以上酒類を摂取していない者)	①毎日 ②週5~6日 ③週3~4日 ④週1~2日 ⑤月に1~3日 ⑥月に1日未満 ⑦やめた ⑧飲まない(飲めない)
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合(アルコール度数15度・180ml)の目安:ビール(同5度・500ml)、焼酎(同25度・約110ml)、ワイン(同14度、約180ml)、ウイスキー(同43度・80ml)、缶チューハイ(同5度・約500ml、同7度・約350ml)	①1合未満 ②1~2合未満 ③2~3合未満 ④3~5合未満 ⑤5合以上
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思えますか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである(概ね6か月以内) ③近いうちに(概ね1か月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる(6か月未満) ⑤既に改善に取り組んでいる(6か月以上)
22	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ

飲酒

保健指導

【参考】 厚生労働省ホームページ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 特定健診・特定保健指導について

特定健診・特定保健指導について

1. 関連資料 (実施者・保険者向け)

- 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き
 - [第4期 \(2024年度～2029年度\)](#) [第3期 \(2018年度～2023年度\)](#) [第2期 \(2013年度～2017年度\)](#)

● 標準的な健診・保健指導プログラム (健康局健康課)

- [令和6年度版](#) [平成30年度版](#)

2. 各種データ

- 特定健診・特定保健指導の実施状況

④ 腹部触診の取扱い

- 腹部触診（身体診察）の実施について、労働安全衛生法の法定健診では実施の判断が当該健康診断を行う医師に委ねられていること等を踏まえ、生活習慣病予防健診においても腹部触診は医師判断による実施とする取り扱いに変更します。

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱 別紙1（健診の基準）抜粋

新			旧		
1 一般健診			1 一般健診		
ア 診察等	問診 計測 視力検査 聴力検査 理学的検査	喫煙歴、服薬歴等 身長、体重（標準体重、BMI）、腹囲 左・右（ランドルト氏環又は文字視標若しくは卓上型視力検査装置を使用した遠見視力検査） 左・右（オーディオメーターを使用した1,000Hz及び4,000Hzの純音による検査） 胸部聴診 腹部触診（医師の判断により実施） 直腸検査（医師の判断により実施）	ア 診察等	問診 計測 視力検査 聴力検査 理学的検査	喫煙歴、服薬歴等 身長、体重（標準体重、BMI）、腹囲 左・右（ランドルト氏環又は文字視標若しくは卓上型視力検査装置を使用した遠見視力検査） 左・右（オーディオメーターを使用した1,000Hz及び4,000Hzの純音による検査） 胸部聴診 腹部触診 直腸検査（医師の判断により実施）

腹部触診が必要な受診者に対しては適切に実施いただきますようお願いいたします

⑤ 契約書条項の追加等

- 令和5年8月に「第4期特定健診・特定保健指導の見直しに伴う健診結果誤り発生防止等に向けた対応について（依頼）」にてお知らせしておりましたが、一次点検の結果（点検作業完了報告書等）を協会支部で確認したうえで、令和6年度の健診を実施いただくよう契約書の条項を追加しました。
- インボイス制度開始に伴って、対応内容を記載した覚書を取り交わしましたが、当該覚書の内容を令和6年度の契約書及び実施要綱・事務処理要領に落とし込んでいます。
- 令和6年1月16日にお送りしている「生活習慣病予防健診選定基準等に関する調査書」において、健診実施機関における不適切な運用、要配慮個人情報を格納した媒体の紛失など、昨今の事務処理誤り事案を踏まえ、これらの事務処理誤りの発生を未然に防止することを目的として、昨年度実施分から見直し（変更）を行っています。

【契約書等の内容について】

- 令和6年1月16日にお送りしているCD-RにPDFデータを格納していますのでご確認ください。

各健診機関におかれましては、下記の事項において
自機関の実施環境・実施状況が適合しているかご確認ください。

- ① 『健診ソフト』の使用環境・・・
『健診ソフト』を利用の際に、セキュリティレベルを変更するため、ウィルス感染等のリスクが高まります。使用するPCのセキュリティ管理を徹底していただくようお願いいたします。
- ② 『情報提供サービス』の使用環境
- ③ 令和5年度に協会けんぽ愛知支部が実施した**実地調査時**に指摘が多かった事項



生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領 7. 健診実施機関の選定及び契約等

(5) 契約の更新（(3)の自動更新の場合を含む。）にあたり、健診実施機関は、次の書類等を作成し、毎年度、協会支部に報告すること。また、契約満了までに、前回報告した内容に変更が生じた場合も、同様とする。

…

(8) 協会支部は、健診実施機関に対し、(5)により報告された内容について調査及び確認するため、**原則5年に一回、実地調査等を行うものとする**。実地調査時には、「生活習慣病予防健診委託先実地調査書」を使用すること。…

① 『健診ソフト』の使用環境

■ ハードウェア環境

C P U : Pentium 以上を推奨

メモリ : Windows が動作するメモリ容量 (2GB 以上を推奨)

空きディスク容量 : 40M B 以上を推奨

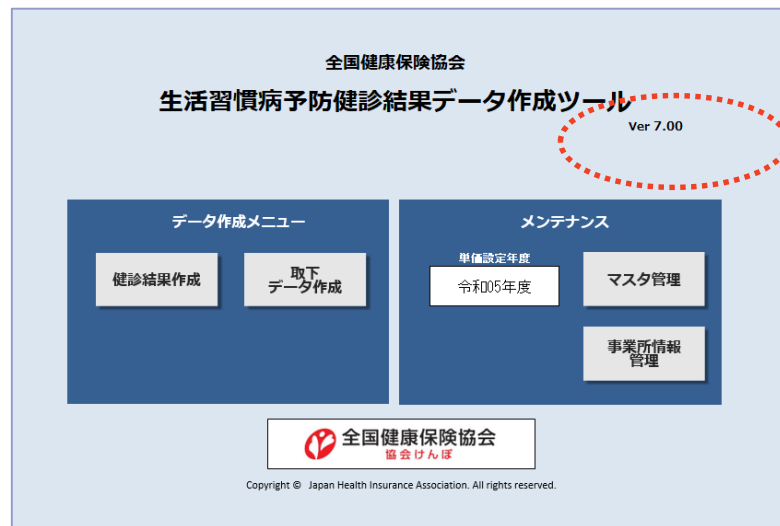
画面 : 解像度 1280×1024 ドット以上を推奨

プリンタ : A4 用紙が出力できる、両面印刷可能なプリンタ

■ OS・ソフトウェア

OS (64bit)	Windows10	Windows11
ソフトウェア	Microsoft Office Excel 2016 (64bit) 2019 (64bit) 2021 (64bit)	Microsoft Office Excel 2019 (64bit) 2021 (64bit)

Ver.7.00で O S ・ソフトウェアの使用環境を修正しています



Microsoft® Windows® 10, Microsoft® Windows® 11, Microsoft® Excel は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標です。

※上記以外のOS およびソフトウェアは、使用環境として推奨されません。

※従来使用環境として推奨されていたMicrosoft® Windows® 8.1 は、2023年1月10日にサポートが終了しました。そのため、使用環境として推奨されません。

① 『健診ソフト』の使用環境 【補足】

■ 健診ソフトの入手場所

- A) 情報提供サービスからダウンロード
- B) 協会けんぽホームページからダウンロード

生活習慣病予防健診結果データ作成ツール・マニュアル (zip) のダウンロード
2023/10/13 Ver7.00版をリリースしました。
◀New▶ 2023/11/20 Zipファイルが解凍できない不具合を解消しました。
[生活習慣病予防健診結果データ作成ツール、操作マニュアル](#)
zipファイルを解凍してご利用ください。
※デジタル署名の有効期限が切れているツールを使用している場合は、
最新版のツールを再ダウンロードいただくようお願いいたします。

全国健康保険協会ホーム > 健診・保健指導 > 定期健康診断の記録の提供について
> 各種データの仕様情報について > 生活習慣病予防健診

Zipファイルの解凍パスワード：kenshin2015Soft

↑
Sは大文字

■ 健診ソフトの変更予定時期

令和6年度健診の請求時に使用する健診ソフトを令和6年4月に公開予定です。

機能変更箇所（予定）：健診結果が正しく出力（入力）されているか画面上で確認できるよう、
コード値や定性値の項目等に関する変換表を追加

※上記の機能変更のみが搭載された健診ソフト（点検対応版・請求には使用できない）を
令和6年2月頃に当協会ホームページ上で公開する予定です。

② 『情報提供サービス』 の使用環境

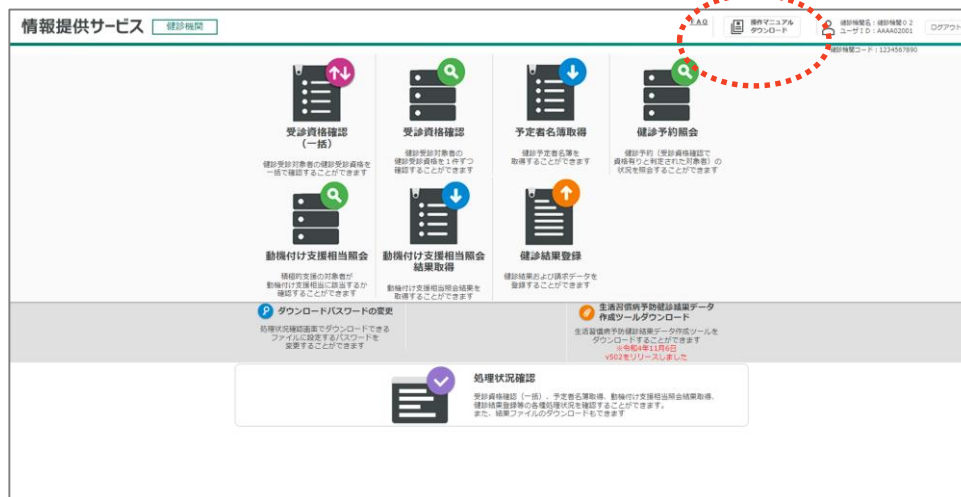
■ 環境

不特定多数が接続できる公衆無線LAN (FreeWi-Fi) 等で利用は**不可**

■ OS・ソフトウェア

対応OS	Windows11 Windows10 Windows8.1
対応ブラウザ	Microsoft Edge

■ 【参考】操作マニュアルの掲載場所



- ③ 令和5年度に協会けんぽ愛知支部が実施した実地調査時に指摘が多かった事項
- a. 健診結果通知時の同封書類漏れ
 - b. 肝炎ウイルス検査の申し込み時、結果通知時の取り扱い
 - c. USBトークンの管理
 - d. 健診結果を事業所へ提供する際の本人の同意漏れ
 - e. 情報提供サービスによる資格確認時期

上記の事項について自機関の実施体制は問題がないか、再確認をお願いします

a. 健診結果通知時の同封書類漏れ

共同利用の案内



健診結果通知票の見方



←の2点を必ず健診結果（個人通知）に同封してください。

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領 5. 健診費用等 (2)健診結果の通知等

①**健診実施機関は**、健診結果を、受診者のプライバシー保護に留意したうえ（個人宛親展封書に封入する等）で、原則、事業主を経由して健診終了者に通知するとともに、**協会支部と協議のうえ、下記を同封するものとする。**

- ・健康相談の申込書（様式1「特定保健指導等の健康相談申込書」）
 - ・**共同利用の案内**（特定保健指導の実施に関し、特定保健指導が必要な方々の名簿を事業所へ送付する際の個人情報に係る文書）
 - ・**生活習慣病予防健診結果通知票の見方**（情報提供書）（生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱の別紙4）
- ※共同利用の案内の送付時期については、健診結果の通知時に限らず、協会支部と協議のうえ、適当な時期に送付するものとする。

※愛知支部では「共同利用の案内」「生活習慣病予防健診結果通知票の見方」の2点の同封をお願いしています。

b. 肝炎ウイルス検査の申し込み時、結果通知時の取り扱い

- 肝炎ウイルス検査について、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱で定める要件を明らかに満たさないと判断される場合を除き、郵送（問診票に同封等）又は受診当日に窓口等でご案内をしてください。
- 肝炎ウイルス検査の申し込みについては、本人のプライバシーに配慮し、事業所を介さず直接予約受付してください。

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領 3. 健診の予約 (2)健診の予約受付 ②肝炎ウイルス検査

②肝炎ウイルス検査

<1>健診実施機関は、生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱で定める要件を明らかに満たさないと判断される場合を除き、郵送又は受診当日に窓口等でご案内する等適切な方法により実施する。

<2>肝炎ウイルス検査の案内兼申込書（生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱の別紙5。以下同じ。）は、検査希望者のプライバシーに配慮し、検査希望者から直接健診実施機関が受付けるものとする。

<3>健診実施機関は、肝炎ウイルス検査希望者から提出された肝炎ウイルス検査の案内兼申込書の記載事項等（健康保険証記号番号、氏名、生年月日、住所等）について確認を行い、記載事項等について不備がある場合は、本人に確認するものとする。

c. USBトークンの管理

- USBトークンについて、管理簿を作成し、使用管理を徹底してください。

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領 別紙3「覚書」第2章第21条2

第21条 乙は、USBトークンを挿入する端末について、良好な環境を保持することなど、善良なる管理者の注意をもってUSBトークンを管理するものとします。
2. 乙は、USBトークンの使用に際しては、使用管理について適切に行うものとし、管理簿を作成するものとします。

- 情報提供サービスの利用について、遂行責任者や使用場所に変更があった場合は、速やかに愛知支部へ通知いただく必要がございます。「ユーザーID返却及び遂行責任者等変更・廃止届」をご提出ください。

▶R6.1.16にお送りしているCD-Rに様式を格納しています。

CD-R > 01.生活習慣病予防健診 > 01.令和6年度実施要綱等 > 14/15_事務処理要領/別紙4・5/ユーザーID

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領 別紙3「覚書」第1章第2条3

第2条 乙は、本サービスに定める業務に着手する前に、本サービスに係る作業の遂行責任者を選任し、使用場所と共に甲に文書で通知するものとします。
2. 乙は、本サービスの遂行に関する甲乙間の通知の授受は前項の遂行責任者を通じて行うものとします。
3. 乙は、遂行責任者及び使用場所に変更があった場合は速やかに甲に通知するものとします。

USBトークンを使用する業務を第三者に委託している場合は速やかに愛知支部までご連絡ください。
協会から貸与しているUSBトークンを使用する業務について、第三者に委託しようとする場合は、その委託先の名称、所在地、連絡先、委託先の個人情報の管理、その他運営の管理方法等の詳細を示したうえで、事前に協会支部の承認を受けなければならないものとなっています。

(覚書 第15条 健診業務の第三者への委託)

c. USBトークンの管理【参考：USBトークン管理簿（例）】

USBトークン利用管理簿

貸出日付	貸出時間	使用者氏名	使用場所	返却日付	返却時間	管理者受取印
	:				:	
	:				:	
	:				:	
	:				:	
	:				:	
	:				:	
	:				:	
	:				:	
	:				:	
	:				:	
	:				:	
	:				:	
	:				:	

※ 貸出時は、貸出日付から使用場所まで記入してください。返却時は、返却日付・返却時間を記入し管理者が受取印を押印してください。
 ※ 貸出日付と同日に返却してください。

管理簿作成にあたり、参考としてください

d. 健診結果を事業所へ提供する際の本人の同意漏れ

- 従業員の生活習慣病予防健診の実施項目結果を事業所へ提供することは法定項目以外の結果も含まれるため、「要配慮個人情報」の第三者提供にあたり、提供される際は、受診者から「明示的な同意」を得ることが必要となります。

【対応策例】

- ・ 事業所へ提供する健診結果票には、法定項目（定期健康診断の項目）のみを記載する。
- ・ 事業所に従業員から署名等の明示的な同意を得ていただくよう案内し、同意があることが確認出来たら生活習慣病予防健診の実施項目結果を事業所へ提供する。
- ・ 健診機関にて、健診受診前に受診者から署名等の明示的な同意を得る。



【問診票などで】

私は定期健康診断以外の実施項目結果についても事業所へ提供することに同意します。

受診者署名欄

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領 5. 健診費用等 (2) 健診結果の通知等

- ① 健診実施機関は、健診結果を、受診者のプライバシー保護に留意したうえ（個人宛親展封書に封入する等）で、原則、事業主を経由して健診終了者に通知するとともに、協会支部と協議のうえ、下記を同封するものとする。

e. 情報提供サービスによる資格確認時期

- 情報提供サービスによる資格確認は「健診予約の受付時」と「健診受診日前」の2回、行うことが必要です。



生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査事務処理要領 3. 健診の予約(3) 及び 4. 健診の受診 (1)

3. 健診の予約

(3) 健診受診予定者の受診資格の確認

健診実施機関は、健診の予約を受付後、速やかに情報提供サービスを利用して、健診受診予定者の受診資格の確認を実施する。

…

4. 健診の受診

(1) 健診実施機関は、事前に、情報提供サービスにより確認できる資格情報により、受診資格を確認のうえ健診を実施することを原則とする。また、前回受診日についても確認を行い、当該年度において同一の検査が実施されていないことを確認する。

予約から受診までの期間が開いている場合は必ず2回、実施ください

生活習慣病予防健診の請求に係る各種ご連絡です。

① 請求スケジュール

② 請求時の注意事項

- a. カナおよび性別の入力間違い
- b. 肝炎ウイルス検査申込書の郵送
- c. 請求時の未実施分があるか確認
- d. 問診票項目の登録

③ (生活習慣病予防健診実施機関から) よくある問い合わせ

① 請求スケジュール

■ 令和6年3月受診分の請求（以前ご連絡済み）

- 令和6年4月10日までに請求を行ってください。
- 年度末までの健診実施の結果、令和6年4月10日までに間に合わせる事が困難な場合は、請求金額が確定している受診者分までを請求していただき、残りの方の請求金額が決定後、分割分として二回目の請求をしてください。

分割の場合のスケジュール

3月	4月	5月
→4月10日までに請求		
健診実施 (3/1-3/20)	請求処理	請求
→3月末請求分の金額・データが確定次第請求(4月22日までに請求)		
	健診実施 (3/21-3/31)	請求処理
	請求	
	健診実施 (4/1-4/30)	請求処理
		請求

<分割請求にあたっての注意点>

令和6年4月10日までの請求に間に合わなかった二回目の令和6年3月分の請求は、可能な限り令和6年4月22日までにご請求ください。なお、4月22日までに間に合わない場合であっても、金額が確定次第速やかに請求ください。（令和6年4月の請求とは分けてご請求ください。）

① 請求スケジュール

■ 令和6年度の請求期限

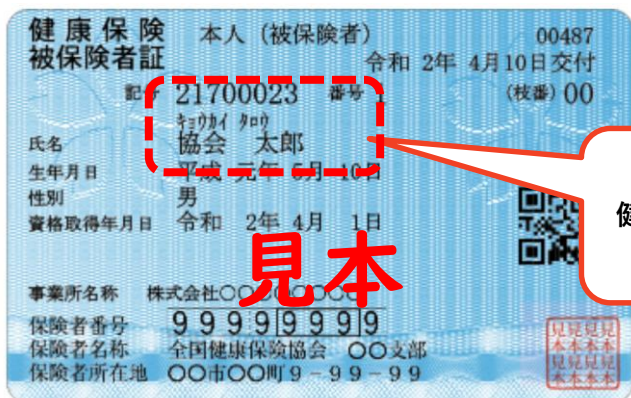
- 毎月20日まで（20日が土日祝の場合は前営業日）に請求を行ってください。

受診月	令和6年4月	5月	6月	7月
請求期限	5月20日（月）	6月20日（木）	7月19日（金）	8月20日（火）
	8月	9月	10月	11月
	9月20日（金）	10月18日（金）	11月20日（水）	12月20日（金）
	12月	令和7年1月	2月	3月
	1月20日（月）	2月20日（木）	3月20日（木）	4月10日（木）

② 請求時の注意事項 a.カナおよび性別の入力間違い

協会支部へ提出するデータの氏名情報は、

健康保険証に記載されている氏名情報を
登録してください



【例】よくある間違い

健康保険証の記載：タロウ レオナルド ケンコウ
→ × タロウ ケンコウ レオナルド
× タロウ レオヌド ケンコウ

※登録内容が健康保険証等と異なる氏名の場合は、

電話等により同一人物であるかどうかの確認をさせていただく場合がございます。

② 請求時の注意事項 b. 肝炎ウイルス検査申込書の郵送

肝炎ウイルス検査申込書は
写し（コピーしたもの）を
協会けんぽ愛知支部へ郵送してください

被保険者の皆様!
肝炎ウイルス検査を受けましたか?

協会けんぽでは、過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがない被保険者の皆様を対象に、生活習慣病予防健診と併せて肝炎ウイルス検査を実施しています。自覚症状がない方や、輸血や手術の経験がない方も、積極的に受診されることをお勧めします。
詳細は、生活習慣病予防健診の実施機関窓口までお気軽にお問い合わせください。

検査費用はどれくらい?

検査費用
最高 **2,079円** → **582円**

費用のうち72%を、協会けんぽが補助しています。

対象者はどんな人?

次のどちらかに該当する方が受診できます。

- ①協会けんぽの生活習慣病予防健診（一般健診）をこれから受診される方。
- ②協会けんぽの生活習慣病予防健診（一般健診）を受診された方で、健診結果のGPT(ALT)の値が36U/l以上であった方。

ただし! 過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方は、受診できません。

どうやって申し込むの?

書面の中込書で、健診機関の窓口へ直接提出してください。
上記①に該当する方は、「生活習慣病予防健診結果通知票」もご持参ください。

ウイルス性肝炎は、国内最大級の感染症です。
まだ受診されたことのない方は、早期発見・早期治療のため、まずは、検査を受けてください!

全国健康保険協会
協会けんぽ

C型肝炎とは...

C型肝炎ウイルスの感染により肝臓の働きが悪くなる病気です。ウイルスは主に血液を介して感染しますが、輸血や大きな手術の経験がない方でも感染していることがあるので注意が必要です。

現在、日本には100人に1〜2人の割合で患者さんもしくは気づいていない持続感染者(キャリア)がいると推測されています。

感染しても自覚症状はないため発見しづらく、そのまま進行すると肝硬変・肝がんに移行し、生命に関わるケースも考えられます。

※過去に泌尿器科手術を受けたことがある方や、妊娠・分娩のときに手術に出たことがある方は受診することをお勧めします。
※この検査結果は、受診者自身の今後の健康・生活に役立つことによる保健指導(保健指導指針を含む)・健康相談並びに個人が選択可能な方法での健診・調査研究にのみ利用します。

◆ 肝炎ウイルス検査申込書 ◆

私は、過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがなく、次の①~②のどちらかに該当するため、今回、C型肝炎ウイルス検査を申し込みます。

年 月 日

該当 ①~②のうち、該当する項目の左枠内に○(マル)をしてください。

①生活習慣病予防健診の一般健診に併せて申し込みます。

②一般健診を受診した結果、GPT(ALT)の値が36U/l以上であったため申し込みます。

被保険者証の記号・番号 氏名 生年月日

記号 (7~8桁、左詰め)	番号 (1~7桁、右詰め)	フリガナ	氏名	年	月	日

郵便番号

住所

電話番号: ()


健診機関名

【郵送のタイミング】
当該検査費の請求時

※例：令和6年4月に検査を実施した場合は、令和6年4月実施分の請求書を協会けんぽ愛知支部へ郵送時に同封してください。

② 請求時の注意事項 c. 請求時の未実施分があっているか確認

健診ソフトから出力される
「生活習慣病予防健診等検査費請求内訳」の「2. 未実施分」において
自機関で把握している件数・金額と一致しているかご確認ください



検査項目	検査区分										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1 検体検査											
2 尿検査											
3 尿潜血検査 (尿潜血検査 (尿潜血))											
4 尿潜血検査 (尿潜血検査 (尿潜血))											
5 尿潜血検査 (尿潜血検査)											
6 尿沈渣											
7 尿沈渣 (尿沈渣)											
8 尿沈渣 (尿沈渣)											
9 尿沈渣 (尿沈渣)											
10 尿沈渣 (尿沈渣)											
11 尿沈渣 (尿沈渣)											
12 尿中糖質											
13 尿沈渣											
14 尿沈渣 (尿沈渣)											
15 尿沈渣 (尿沈渣)											
16 心電図検査 (心電図)											
17 尿検査											
検査区分 検査項目 検査項目 検査項目 検査項目											
検査項目											

検査項目	件数	金額
尿沈渣検査		
尿沈渣検査検査		
尿潜血検査		
尿潜血検査検査		
尿潜血検査検査		
尿沈渣検査検査		
尿沈渣検査検査		
尿沈渣検査		

【よくある間違い】

- 血液検査（血糖）の入力漏れで減額されている
- 眼底検査を実施しているが、眼底検査結果の入力漏れで減額されている
(判定区分のみ入力しているケースあり)

② 請求時の注意事項 d.問診票項目の登録

問診票の項目は、**すべてデータ登録**をお願いします

事業所の健康づくり推進のため、協会けんぽが保有している健診結果等のデータから事業所ごとの健康課題を見える化したヘルスアップ通信簿を愛知支部から各事業所へ送付しています。



問診票のすべての項目を用いて作成しますので、未提供項目があると数値が正しく反映されません。

※質問票の項目はすべて登録してください。
※質問票の項目が厚生労働省の「標準的な健診・保健指導プログラム」の別紙3になっていない場合は、速やかに変更してください。

③ (生活習慣病予防健診実施機関から) よくある問い合わせ

Q1

生活習慣病予防健診では、胃部の検査が必須となっていますが次の場合は未実施としてもよいでしょうか？

- A：胃部治療中
- B：受診前に他の健診等で胃部の検査を実施済である
- C：アレルギー、妊婦等の医学的理由
- D：当日の体調（健診機関の医師等の判断）
- E：バリウム・下剤を服用すると、業務が行えない

A～Dについては、検査を行うことが適切でない**と健診実施機関の医師が判断した場合、未実施として差し支えありません。**

Eは、営業職や工場のライン作業に従事している場合等の業務上の都合で胃の検査を実施できない場合が想定されますが、未実施として取扱うことはできません。（生活習慣病予防健診はセット健診であり、身体的な理由以外で検査を省くことは想定されておりません。）

協会けんぽにおいても
事業所宛の広報物にて
周知しています



毎年4月※に対象者がいる
事業所に送付している
リーフレット
(令和5年度版)



※新規適用事業所には
都度送付

よくあるお問い合わせ



Q. 一般健診の中から、受けたい検査項目を選んで受診したいです。
仕事柄、バリウム検査を受けることは難しくて・・・

A. すべての項目の受診が必要です。
生活習慣病予防健診は、どの検査項目も生活習慣病の予防に必要な検査項目です。
(ただし、当日の体調等を考慮して健診機関の医師の判断で一部検査を行わなかった場合は、この限りではありません。)

！ 事業主の皆さま

胃部レントゲン検査等、受診することで業務に支障が出ることもありますが、どの項目も従業員の健康を守る大切な検査です。従業員が気兼ねなく受診できる環境の整備をお願いいたします。

※健診機関によっては、バリウムから胃カメラへ変更も可能です。差勤が生じる場合もありますので、予約時に健診機関へご確認ください。

裏面



その他疑問は
こちらから



協会けんぽ よくあるご質問

③ (生活習慣病予防健診実施機関から) よくある問い合わせ

Q2

事業主（受診者）の責で受診キャンセルがあった場合、キャンセル料を受診者へ請求してもよいでしょうか？

請求をしても構いません。
当日キャンセルや大口のキャンセルで健診実施機関が損害を被る場合は、当該費用を受診者と健診実施機関の間で調整いただくこととなります。ただし、事前に事業主（受診者）へ、キャンセル料を徴収する旨を伝えておく等の配慮が必要と考えます。

Q3

肝炎ウイルス検査の過去の受診履歴の確認はどのように確認すればよいでしょうか。

自機関における過去の受診履歴を確認してください。
(協会けんぽにご連絡いただいても、他機関等での受診歴の回答はできません。)

Q4

乳がん検診・子宮頸がん検診のみ受診することはできますか？

乳がん検診・子宮頸がん検診は、**一般健診とあわせて受診**いただくもので、単独受診はできません。
※20歳から38歳までの偶数年齢の女性のみ、子宮頸がん単独受診も可能です。

① 令和6年度の健診開始（契約更新等）に係るスケジュール

期限内のご提出等にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

実施時期	項目	提出期限等
済	—	第4期見直しに係る実施体制等確認票の提出期限 (一次点検)
済	令和6年1月16日	愛知支部より契約更新に係る各種提出書類のご案内
現在	令和6年2月～3月	令和6年度実施に向けた説明会の開催
—	—	令和6年度生活習慣病予防健診実施に係る各種帳票の 必要部数回答書の提出期限
—	—	契約更新に係る各種提出書類の提出期限
—	—	点検作業完了報告書一式の提出期限 (一次点検)
令和6年3月4日から	情報提供サービスの令和6年度健診予約者の資格確認 の開始日 (事業主が行う令和6年度健診対象者データの ダウンロードの開始日も同日)	—
令和6年3月中下旬	令和6年度 契約書の送付 (健診・特定保健指導等)	令和6年4月中旬頃
令和6年3月22日	各健診機関へ各種帳票類・健診案内一式の送付	—
令和6年3月下旬	事業所への令和6年度健診案内の送付	—

② 健診機関における健診結果データの点検の実施について

1. 実施にいたった背景

- 保健事業における事務処理誤りについては、加入者の健康・生命に関わる重大な事案になりうることから、より厳正な対応が求められています。このような状況等を踏まえ、協会けんぽでは事務処理誤り発生防止に向けた取組を進めています。

2. 健診結果データの一斉点検

- 事務処理誤り発生防止の取組の一環として、すべての生活習慣病予防健診機関（以下「健診機関」という。）を対象に、令和4年度の健診結果データの一斉点検を実施しました。
- 一斉点検の結果、多くの健診機関で事務処理誤りが判明し、そのうち9割以上が協会への報告データのみのものでした。
- 主な原因としては、約8割が健診機関が保有する健診システムの設定誤りによるものであり、その背景には、システム改修（導入）時にベンダーや担当者任せになっており、十分なテストやダブルチェックが出来ていないこと等が挙げられます。また、依然として単純な人為的ミスによる入力誤りの事案も報告されています。
- 一斉点検において誤りが判明した健診機関では、今後、同様の誤りを発生させないよう発生原因を分析し、再発防止策を策定のうえ対応していただいているところですが、令和6年度からの第4期特定健診・特定保健指導の見直し（以下「第4期見直し」という。）に対応するため、各健診機関において令和5年度中にシステム改修等を行う必要があり、同様の誤りが発生する可能性があります。

② 健診機関における健診結果データの点検の実施について

3. 実施概要

- 一斉点検の結果を踏まえ、第4期見直しに伴う健診結果データ誤り等の事務処理誤り発生防止に向けて、すべての健診機関を対象に、システム改修等の点検を2段階で実施します。

点検区分	概要
一次点検	協会から配布するサンプルデータに基づき、健診機関のシステムから出力された協会報告データ（健診システムを保有していない健診機関は、手入力による誤り防止のためのダブルチェック等の実施体制等）の点検を令和5年度末までに実施します。
二次点検	協会へ報告された令和6年度受診者の健診結果データを使用した点検を令和6年8月から9月末までの間に二次点検として実施します。

- 令和6年度の健診の開始にあたっては、令和5年度末までに一次点検を実施し、その結果について健診機関責任者から報告いただき、協会においてその点検手順等が適切に実施されたか確認したうえで実施することとします。

一次点検の概要については、愛知支部から令和5年11月24日及び令和6年1月11日（インターフェイスファイル定義書・点検用データの差し替え等）にお送りしたご案内をご確認ください。

③ 愛知支部からの提供帳票が不足した場合

- 各帳票が不足した際は、協会けんぽホームページから印刷してご使用いただくか、依頼書をFAXにてご提出ください。

帳票のPDFファイル掲載場所
協会けんぽ愛知支部HP > 愛知支部の健診・保健指導のご案内 > 健診実施機関向け

健診実施機関向け

- [令和5年度 生活習慣病予防健診実施機関の募集について](#)
- [令和5年度 被保険者に対する特定保健指導業務実施機関の募集について](#)
- [健診・保健指導関係書類の取寄依頼書](#)
- [肝炎ウイルス検査の案内兼申込書](#)
- [健診結果通知票の見方](#)
- [保健指導に関する個人情報の共同利用について](#)

帳票PDF

協会けんぽ愛知支部
保健グループ 宛

FAX: 052-856-1494

■送付先について

住所	
宛名	
TEL	
部署 担当氏名	

■希望数について

帳票名	希望数
① 肝炎ウイルス検査の案内兼申込書	枚
② 健診結果通知票の見方	枚
③ 保健指導に関する個人情報の共同利用について	枚

・希望数を記入してください。申込締切期等をご確認ください。希望数に超過しての枚数では記入できません。
・希望数は協会けんぽホームページから印刷してください。
・希望数は協会けんぽホームページから印刷してください。
愛知支部ホームページ愛知支部の健診・保健指導のご案内・健診実施機関向け

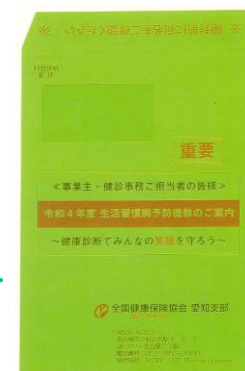
全国健康保険協会(協会けんぽ)愛知支部 保健グループ
〒450-6363 名古屋市中村区名東1-1-1 JPTタワー名古屋 23階
TEL: 052-856-2482 受付時間/生: 9:30-17:15 (土休祝日・年末年始を除く)

2023.02

【参考】事業所への令和6年度健診案内の送付

● 送付物

印刷物名称		備考
①	生活習慣病予防健診対象者一覧	令和6年1月初旬時点の対象者を掲載
②	生活習慣病予防健診のご案内	A3二つ折り4ページ
③	健診受診の手引き	事業主・健診事務担当者向けの 20ページの中綴じ冊子
④	生活習慣病予防健診実施機関一覧表	8ページの中綴じ冊子
⑤	生活習慣病予防健診 集団健診日程表	3か月分(4月～6月)を掲載
⑥	保健指導に関する個人情報の共同利用について(事業主用)	A4チラシ



※①を除くサンプルを、各種帳票類とともに令和6年3月22日に健診実施機関へお送りします。

【参考】 その他の協会けんぽ愛知支部から事業所への健診に関する主な広報について

広報ツール	1.協会けんぽからののお知らせ	2.メールマガジン	3.ダイレクトメール
配布対象	愛知支部加入全事業所 約150,000社	メルマガ登録者 約21,000人	健診未受診事業所 や未受診者
発行頻度	毎月1回（2月を除く）	毎月1回（登録属性によっ ては毎月2回）	不定期（作成の都度）
チラシ等のイメージ			

※主に日本年金機構の納入告知書に同封

(1) 生活習慣病予防健診

1. 令和6年度事務処理要領等の主な変更点について

2. 請求事務について

—

3. よくあるご質問について

4. その他のお知らせ

(2) 特定保健指導

(3) 愛知支部の実施状況 及び 各種依頼事項

『特定保健指導の実施要綱』および『特定保健指導の事務処理要領』の令和6年4月1日改正では主に下記10点の変更点があります。

(1) 第4期制度改正に伴う変更点の追加

- ① 評価体系の見直しに伴う取扱い
- ② 初回面談の分割実施の条件緩和に伴う取扱い
- ③ 委託先実施機関における対象者に設定した個人目標の確認について
- ④ 特定保健指導開始後に服薬（受療）を開始した者の取扱い
- ⑤ 第4期で定められた取扱いの適用時期について

(2) その他の変更点

- ① 特定保健指導の利用案内に係る優先期間の標準化
- ② LINEを含んだSNS(ソーシャルネットワークサービス)の取扱いの明確化
- ③ インボイス制度の覚書内容の委託契約書等への反映
- ④ 特定保健指導の請求書様式について
- ⑤ 委託実施機関における共同利用の取扱いに対する具体的手順の追加

(1) 第4期制度改正に伴う変更点の追加

① 評価体系の見直しに伴う取扱い

● アウトカム評価の導入

- 主要達成目標を腹囲2cm・体重2kg減とし、生活習慣病予防につながる行動変容や、腹囲1cm・体重1kg減がその他目標として設定されました。
- 協会としては、腹囲2cm・体重2kg減の達成を目指した特定保健指導を行うため、事務処理要領においても、当該方針を盛り込んでいます。

アウトカム評価項目		ポイント
腹囲・体重の改善	2cm・2kg	180P
	1cm・1kg	20P
食習慣の改善		20P
運動習慣の改善		20P
喫煙習慣の改善(禁煙)		30P
休養習慣の改善		20P
その他の生活習慣の改善		20P

【事務処理要領 記載内容・抜粋】

4 受託業務の内容

特定保健指導実施機関に委託する業務は、次の(1)から(3)とする。

(1) 特定保健指導

高確法第18条第1項に規定する特定保健指導を実施する業務とし、実施に当たっては、「実施基準」、「手引き」及び「標準プログラム」等に則って実施すること。なお、特定保健指導の実施に当たっては、アウトカム指標である腹囲2cm・体重2kg減の達成を可能な限り目指したものとすること。（以下略）

可能な限り、当該方針に則って特定保健指導を実施していただきますようお願いします

● プロセス評価における時間に比例したポイント設定の廃止

- プロセス評価では、時間に比例したポイント設定を見直し、介入1回ごとの評価に見直しがされました。
- ICTを活用した場合も対面と同水準の評価(対面とICTの最低時間を同じく設定)となりました。
- これに合わせて、支援Aと支援Bの区分については廃止されました。
- そのため、事務処理要領に記載のポイント数を修正し、支援A、支援Bに係る記載を削除します。

支援方法	最低介入時間	ポイント
個別支援(ICTも含む)	10分	70P
グループ支援(ICTも含む)	40分	70P
電話支援	5分	30P
電子メール等支援	なし(1往復当たり)	30P

※これまでの支援計画ではポイント不足になってしまう可能性があります。

**アウトカム評価を可能な限り目指していただきつつ、
180ポイント達成できるような支援計画に変更をお願いします**

② 初回面談の分割実施の条件緩和に伴う取扱い

- 第3期においては、特定健診受診後すべての検査結果が判明しない場合でも、健診当日に限って初回面談を分割して実施することが可能でしたが、第4期では特定健診実施日から1週間以内（特定健診実施日を0日として7日後まで）に条件が緩和されました。

プロセス評価における特定保健指導評価のポイント

項目	ポイント
当日実施 健診当日を0日とする	20P
1週間以内の実施(当日を除く) 1日～7日	10P

※特定健診実施日を0日として、7日後までを1週間とする

(例) 健診実施日 : 4/1
1週間以内 : 4/2～4/8

引き続き、健診当日の初回面談実施を優先的に行っていただき、
健診当日の実施が困難である場合は、今回制度改正で条件緩和された初回分割面談に努めてください

③ 委託先実施機関における対象者に設定した個人目標の確認について

- 第4期制度改正において、特定保健指導の成果を重視し、アウトカム評価を基本とする評価方法が導入されました。
- これに伴い、委託先実施機関においても適切な目標設定がされているかを確認することが重要となります。
- そのため、事務処理要領に「特定保健指導を実施するにあたり、対象者ごとに個人目標の設定を適切に行うこと。」という趣旨の内容を追加しました。
- 事務処理要領に「個人目標については、委託先実施機関が作成する保健指導結果ファイルにて“可能な限り”報告する」趣旨の内容を追加しました。

【事務処理要領 記載内容・抜粋】

<動機付け支援又は動機付け支援相当> <積極的支援>

ア 初回面談

1人当たり20分以上の個別支援又は1グループ（概ね8名以下）当たり概ね80分以上のグループ支援とする。

なお、対象者ごとに個人目標の設定を適切に行うこと。

12 実施状況の管理及び報告

実施状況の管理及び報告については、次のとおりとする。

(1)～(4)略

(5) 対象者ごとの個人目標については、「10 記録の作成（保管）及び提出」において作成する電子データにて“可能な限り”報告すること。その際の記載方法については、「全国健康保険協会被保険者特定保健指導電子データ仕様」を参考にすること。

・行動目標の入力については、この資料のP65「2. 請求事務について」の16P/16に掲載しています。

④ 特定保健指導開始後に服薬（受療）を開始した者の取扱い

- 第4期制度改正により、保健指導開始後に服薬を開始した（あるいは服薬していたことが分かった）対象者は、医師に相談のうえ、本人の意向も踏まえて途中終了と判断した場合には、実施率の分母（対象者）と分子（実施完了者）に含めないことが可能となりました。
- 本取扱いの対応として、令和6年4月から保健指導時における服薬確認の運用を開始します。
- 服薬確認の具体的な運用は次のとおりです。

【事務処理要領 記載内容 / 5 業務手順 抜粋】

糖尿病等の生活習慣病に係る服薬（受療）（以下「服薬」という。）の有無の確認手順等については、以下のとおりとする。

- ・ 特定保健指導を実施する際には、服薬の有無の確認を行うこと。
- ・ 特定保健指導の契機となる健診受診後に服薬が判明した場合は、対象者を介する等の方法により、当該服薬の指導を行っている医師（以下「かかりつけ医」という。）に対し、特定保健指導の継続の要否を確認すること。
- ・ かかりつけ医が特定保健指導の継続を不要と判断した場合は、その旨を対象者と共有した上で、対象者の意向を確認すること。なお、対象者が特定保健指導の継続を希望する場合は、引き続き特定保健指導を実施すること。
- ・ 対象者及びかかりつけ医が特定保健指導の継続を希望しない場合は、協会支部にその旨を連絡し、中断の可否について確認すること。また、実施しないこととなった場合は、実施済分までの請求を行うこと。
- ・ なお、対象者及びかかりつけ医の意向が確認できない場合は、特定保健指導を実施すること。また、実績評価時に意向が確認できた場合も、特定保健指導を実施すること（評価面談終了として請求する）。

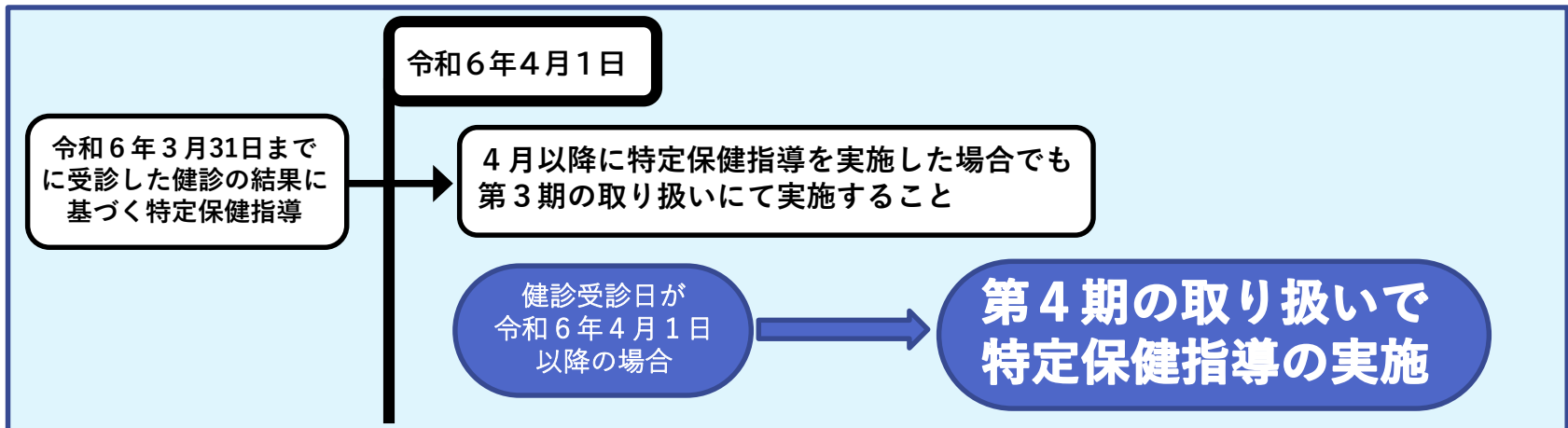
中断について協会支部に連絡いただく場合は、対象者の氏名・保険証の記号・番号・服薬の項目（血圧、糖尿病、脂質異常）について連絡をお願いします。

⑤ 第4期で定められた取扱いの適用時期について

- 第4期の取扱いが適用されるのは、令和6年度以降に受診した健診の結果に基づく特定保健指導実施分からです。
- したがって、令和6年3月31日までの健診の結果に基づく特定保健指導については、令和6年度以降においても、第3期の取扱いが適用されます。
- これを踏まえ、委託実施要領に次の内容を追加します。

【事務処理要領 記載内容 / 4 委託業務の内容 抜粋】

※ 令和6年3月31日以前に実施された健診の結果に基づく特定保健指導は、令和6年4月改正前の実施基準等に則って実施（「モデル実施」に関する業務は委託しない）すること。



(2) その他の変更点

① 特定保健指導の利用案内に係る優先期間の標準化

- 健診実施機関は、各支部との契約において優先期間を定めていることから、各支部が被保険者に利用案内を実施する場合は、事前に優先期間を確認し、その期間を経過するまで利用案内を控える必要があります。
- 特定保健指導の実施率向上にあたっては、可能な限り早期に対象者に介入を行うことが重要であると踏まえ、優先期間について、原則、3か月に設定します。
- 事務処理要領の記載については、以下のとおり見直しを行います。

【事務処理要領 記載内容・抜粋】

3 対象者

対象者は、次の(1)又は(2)に該当する者のうち、協会支部が決定した者とする。

(1) 生活習慣病予防健診を受診した40歳以上75歳未満（75歳の誕生日前日までの者）の被保険者であって、当該健診結果データを階層化した結果、積極的支援又は動機付け支援に該当した者。

(2) 協会けんぽに加入している期間において、事業者健診を受診した40歳以上75歳未満（75歳の誕生日前日までの者）の被保険者であって、当該健診結果データを階層化した結果、積極的支援又は動機付け支援に該当した者。

※ 実績評価を実施するまでに75歳になる者又は実績評価を実施するまでに資格期間が満了する任意継続被保険者は対象者から除外する。

※ 健診受診月の翌々月の末日を経過し、既に協会保健師等又は他の特定保健指導実施機関から同健診に基づく特定保健指導を受けている者は対象者から除外する。

現状3か月を超えての運用とされている特定保健指導実施機関においては、可能な限り早期に対象者に介入を行うため、調整に努めていただくようお願いします

② LINEを含んだSNS(ソーシャルネットワークサービス)の取扱いの明確化

- 実施要綱・事務処理要領において、LINE等SNS(ソーシャルネットワークサービス)の取扱いについては『「政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方(ガイドライン)」(内閣官房・個人情報保護委員会・金融庁・総務省)を遵守すること。』として定めています。
- この定めについて、わかりづらいとの声を受け、事務処理要領において、「特定保健指導業務において、LINE等のSNS(ソーシャルネットワークサービス)を用いる場合は、情報提供などの広報業務等、“公表されている情報”に限ったものとする。」という記載内容に変更し、SNSの使用にあたっては、公表情報のみが対象であることを明確にしました。
- あくまで公表情報のみがSNSの使用対象であり、個人情報が含まれていなくても、公表情報以外を対象外となります。

SNSの使用が認められる事例	委託先実施機関から対象者個人に、 <u>委託先実施機関のホームページ等で公表している内容(公表情報)</u> を、LINEにより周知する。
SNSの使用が認められない事例	委託先実施機関から対象者個人に、対象者の氏名等の個人情報を載せずに、 <u>特定保健指導の日程調整</u> を行う。 〈理由〉個人情報は含まれていないが、公表情報ではないため不可。

③ インボイス制度の覚書内容の委託契約書等への反映

- 令和6年度以降は、昨年取り交わした覚書の内容を事務処理要領及び請求書（契約書別紙）に反映させました。

④ 特定保健指導の請求書様式について

- 特定保健指導の請求書については、請求元の口座情報を請求の都度、記載する仕様としていますが、新規又は口座情報を変更する場合に記載する仕様に改めました。

振込先を変更しない場合、口座情報は記入不要です

記入もれにご注意ください

- ・ 実施年月日（取引年月日）
- ・ 消費税額
- ・ 請求日
- ・ 登録番号

請求書

全国健康保険協会
愛知支部長 殿

別紙請求内訳書のとおり、下記金額を請求いたします。

記

実施年月日(取引年月日) 年 月 日 ~ 年 月 日分

金額 (税込10%)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(上記金額のうち、消費税額 円)

振込先口座情報は、前回と振込先が変わる場合のみご記入ください。
前回の振込先から変更がない場合はご記入不要です。

振込先	金融機関の名称	銀行等名称
		金融機関コード
		支店名
		支店コード
	口座番号	
口座の種類	普通預金	当座預金
口座名義	フリガナ	

振込先を記入する場合は、「金融機関の名称」には、「〇〇銀行〇〇支店」又は「〇〇金庫〇〇支店」等と総称を用いずに入力すること。ゆうちょ銀行の場合には、銀行等名称欄に「ゆうちょ銀行」と記入し、支店名は省略、支店番号欄に郵便貯金通帳の記号を店番に変換した数字を記入すること。

年 月 日

登録番号 ()

所在地

名称

代表者氏名

注

金額はアラビア数字で記入してください。 ※首尾金額の訂正は認めません。

「振込先」欄は、新規で請求する場合は前回の請求書の振込先から変更がある場合にのみ記入下さい。(前回の振込先から変更がない場合はご記入不要です。)

消費税額は、右の請求金額に110分の10を乗じて得た額を記載してください。ただし、消費税額に1円未満の端数が生じた場合には、これを繰り上りした額です。

通称請求書発行事業者でない場合は、消費税額、登録番号の記載は不要です。また併せて、当該請求書の余白に「インボイス非該当」と記載してください。

⑤ 委託実施機関における共同利用の取扱いに対する具体的手順の追加

- 健診実施機関等が事業所に訪問して保健指導を実施する場合の共同利用の取扱いについては、事務処理要領の中で、現行「事業所に訪問して特定保健指導を実施する場合は、特定保健指導の対象者であること等の要配慮個人情報について、事業所と協会が共同利用しており、かつ対象者に対して当該取扱いを十分に周知している必要があることに留意すること。」と定めていますが、具体的な手順を追加しました。

【事務処理要領 記載内容・抜粋】

16 個人情報

個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年第57号）等関係法令のほか、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等の遵守を徹底すること。

なお、事業所に訪問して特定保健指導を実施する場合は、特定保健指導の対象者であること等の要配慮個人情報について、事業所と協会が共同利用しており、且つ対象者に対して当該取扱いを十分に周知している必要があることに留意すること。具体的には、受託機関において、生活習慣病予防健診実施機関が保有する健診結果データを活用して対象者データを選定・案内する契約形態の場合、事業主、健診受診者の共同利用の可否を委託元の協会支部へ照会すること。

事業所を訪問し特定保健指導を実施することを検討する場合は
当該運用を徹底いただくようお願いします

請求事務については、主に下記4点の連絡事項があります。

- (1) 特定保健指導実施費用請求時の提出書類
- (2) 請求スケジュール
- (3) 請求時の注意点（データ入力 / 健診請求担当との連携 / 判定ロジック）
- (4) 第4期からのデータ入力の変更点

(1) 特定保健指導実施費用請求時の提出書類

以下のものを当協会まで提出してください
(①請求書等の紙媒体②CD-R必須)

① 請求書等の紙媒体

請求書 3枚

特定保健指導実施予定名簿 (別添様式5・別添様式6)

別添様式3
別添様式2
別添様式1

請求書

別添様式5
別添様式6

1枚目のみ代表者印を押印(必須)

□留意事項□

1) 初回面談を訪問予定事業所の場合は
(訪問指導案内予定事業所一覧)

別添様式5 を提出

2) 後日に訪問・来所・遠隔面談で実施する
場合は(健診後日の初回面談予定者一覧)

別添様式6 を提出

※実施決定の都度必ずご提出ください。
※対象者全員が特定保健指導を受ける機会が
確保されるよう、実施予定が変更となり**特定
保健指導が未実施となった場合は、必ずご連絡**
をお願いいたします。

実施月単位で請求書
及び結果データを作成

様式5または様式6の提出がないと、健診から3か月後に**当協会や委託機関から特定保健指導
を案内し重複する可能性があります**ので、提出をお願いします。

② CD-R



指導結果(XMLデータ)及び**上記紙媒体のデータも格納**

■ CD-Rを作成する際の注意点

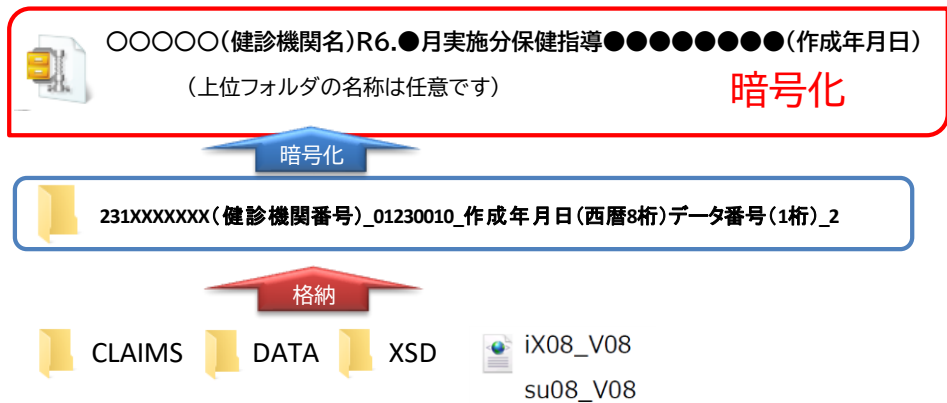
協会けんぽでは、特定保健指導実施要綱等において「電子媒体には情報保護のため、パスワード機能を付与する等、協会支部が取り決めた保護手段を講じること」と定めています。特定保健指導の費用請求には様々なデータが含まれており、格納の仕方が健診機関によって様々です。データの格納や暗号化については、以下の通りお願いします。



パスワード設定時（暗号化）は以下の点に注意してください。

- 1. XMLデータを提出する際は、全体のXMLデータを格納するフォルダを作成し、その格納フォルダに対して暗号化・パスワード設定を行ってください。
- 2. 格納されているXMLデータは、指定された名称の圧縮ファイルとなっているかを確認してください。
- 3. 提出するファイルやデータに対しては、ウイルス等が混入していないことを必ず確認してください。

※右記で使用している暗号化ソフトは例です。暗号化ソフトは特に指定しませんが、協会側において、復号化ソフトが不要な方式としてください。



(2) 請求スケジュール

■ 令和6年3月実施分の請求

- 令和6年4月10日までに請求を行ってください。
- 年度末までの特定保健指導実施の結果、令和6年4月10日までに間に合わせる事が困難な場合は、請求金額が確定している実施者分までを請求していただき、残りの方の請求金額が決定後、分割分として二回目の請求をしてください。

分割の場合のスケジュール

3月	4月	5月
→4月10日までに請求		
特定保健指導実施 (3/1-3/20)	請求処理	請求
→3月末請求分の金額・データが確定次第請求(4月22日までに請求)		
特定保健指導実施 (3/21-3/31)	請求処理	請求
特定保健指導実施 (4/1-4/30)		請求処理
		請求

<分割請求にあたっての注意点>

令和6年4月10日までの請求に間に合わなかった二回目の令和6年3月分の請求は、可能な限り令和6年4月22日までにご請求ください。なお、4月22日までに間に合わない場合であっても、金額が確定次第速やかに請求ください。(令和6年4月の請求とは分けてご請求ください。)

3月末までの特定保健指導実施にご協力ください

(2) 請求スケジュール

■ 令和6年度の請求期限

- 毎月20日まで（20日が土日祝の場合は前営業日）に請求を行ってください。

実施月	令和6年4月	5月	6月	7月
請求期限	5月20日（月）	6月20日（木）	7月19日（金）	8月20日（火）
	8月	9月	10月	11月
	9月20日（金）	10月18日（金）	11月20日（水）	12月20日（金）
	12月	令和7年1月	2月	3月
	1月20日（月）	2月20日（木）	3月20日（木）	4月10日（木）

請求期限の遵守をお願いします

(3) 請求時の注意点 (データ入力)

遠隔面談を実施の際のXMLデータ入力の仕方

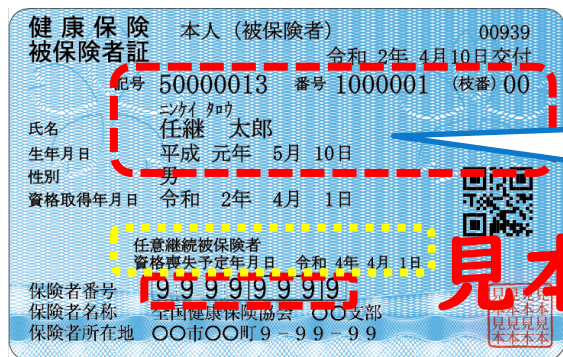
指導初回情報セッション、初回面談実施情報内の「初回面談による支援の実施形態」に「5：遠隔面談」が選択できます。

```
</component>
- <component>
  - <section>
    <code codeSystem="1.2.392.200119.6.1010" code="90030" displayName="指導初回情報セッション"/>
    <title>指導初回情報セッション</title>
    <text/>
    - <entry>
      - <act classCode="ACT" moodCode="EVN">
        <!--初回面談による支援の実施形態-->
        <code codeSystem="1.2.392.200119.6.18140" code="5"/>
        <effectiveTime value="20211025"/>
        - <performer>
          - <assignedEntity>
            <id nullFlavor="NI"/>
            <!--初回面談の実施者-->
            <code codeSystem="1.2.392.200119.6.3020" code="3"/>
            - <representedOrganization>
              <!--保健指導機関番号-->
              <id extension="22" root="1.2.392.200119.6.102"/>
              <!--保健指導機関名-->
              <name>保健指導機関名</name>
            </representedOrganization>
          </assignedEntity>
        </performer>
      - <entryRelationship typeCode="COMP">
        - <observation classCode="OBS" moodCode="EVN">
          <!--初回面談の実施時間-->
          <code code="1022000013"/>
          - <effectiveTime>
            <width value="30" unit="min"/>
          </effectiveTime>
        </observation>
      </entryRelationship>
    - <entryRelationship typeCode="COMP">
```


(3) 請求時の注意点 (データ入力)

XMLデータで誤りの多いところ

- 事業所記号・番号・保険者番号・生年月日の入力誤り



協会に提出する
健診・保健指導データ
の記号番号・氏名情報等

見本

- 任意継続被保険者の資格期間や後期高齢者医療制度への移行に伴う資格喪失とならないか、十分確認すること
※75歳の誕生日から後期高齢者医療制度へ加入となり、協会けんぽの資格は喪失します。
- 加入記録なし
被扶養者や国保加入者ではないかを確認すること

支援時に、対象者に対して資格確認を行うようにしてください

(3) 請求時の注意点 (データ入力)

XMLデータで誤りの多いところ

● 郵便番号記入漏れ

【DATAの場合】

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<ClinicalDocument xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance" xsi:schemaLocation="urn:hl7-org:v3
../XSD/hg08_V08.xsd" xmlns="urn:hl7-org:v3">
  <typeId root="██████████" extension="POCD_HD000040" />
  <id nullFlavor="NI" />
  <code code="21" codeSystem="██████████" />
  <effectiveTime value="20221223" />
  <confidentialityCode code="N" codeSystem="██████████" />
  <recordTarget>
    <patientRole>
      <id root="██████████" extension="01230010" />
      <id root="██████████" extension="██████████" />
      <id root="1.0.000.000110.0.005" extension="██████████" />
      <addr>
        <postalCode>491-0861</postalCode>
      </addr>
      <patient>
        <name>██████████</name>
        <administrativeGenderCode code="1" codeSystem="██████████" />
        <birthTime value="██████████" />
      </patient>
    </patientRole>
  </recordTarget>
```

PostalCodeで挟まれた部分に入るのが、郵便番号です。
この郵便番号は、基本的にお客様のご住所の郵便番号が入りますが、
どうしても不明な場合は、お客様が働く事業所のご住所の郵便番号で代用することもできます。

(3) 請求時の注意点 (データ入力)

XMLデータで誤りの多いところ

● 郵便番号記入漏れ

【CLAIMSの場合】

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<healthGuidanceClaim xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance"
xsi:schemaLocation="http://tokuteikenshin.jp/checkup/2007 ../XSD/gc08_V08.xsd"
xmlns="http://tokuteikenshin.jp/checkup/2007">
  <encounter>
    <serviceEventType code="2" />
    <guidanceLevel code="1" />
    <guidanceTiming code="1" />
  </encounter>
  <subjectPerson>
    <performerOrganization>
      <id root="1.2.392.200119.6.102" extension="00100000070" />
    </performerOrganization>
    <insuranceCard>
      <insurerNumber root="XXXXXXXXXX" extension="01230010" />
      <symbol root="XXXXXXXXXX" extension="XXXXXXXXXX" />
      <number root="XXXXXXXXXX" extension="XXXX" />
    </insuranceCard>
    <name>XXXXXXXXXX</name>
    <addr>
      <postalCode>491-0861</postalCode>
    </addr>
    <birthTime value="XXXXXXXXXX" />
    <administrativeGender code="XXXX" />
  </subjectPerson>
```

DATAの場合と同じく、PostalCodeで挟まれた部分に入るのが、郵便番号です。
処理は同様です。

(3) 請求時の注意点 (データ入力)

XMLデータで誤りの多いところ

● 受診券整理番号 (= 健診受診年月日)

〈データ構成〉
000ccyymmdd (数字11桁)
〈設定内容〉
000 … 原則 ※設定により変わる場合もあります。例：先頭3桁が「年(2桁)+種別(1桁)※」で構成
cc … 対象者が健診を受診した健診機関の健診機関コード(10桁)の上2桁
愛知県内の健診機関で受診した場合は23
yyymmdd … 対象者の健診受診年月日(西暦表示)の下6桁

● 利用券整理番号 (= 対象者の健診受診機関)

〈データ構成〉
000nnnnnnnn (数字11桁)
〈設定内容〉
000 … 原則 ※設定により変わる場合もあります。例：先頭3桁が「年(2桁)+種別(1桁)※」で構成
nnnnnnnn … 対象者が健診を受診した健診機関の健診機関コード
(10桁)のうち23を除いた下の8桁


● 利用券有効期限 (= 初回面談実施日) の入力誤り

〈データ構成〉
yyymmdd (数字6桁)
〈設定内容〉
yyymmdd … 対象者の初回面談実施年月日(西暦表示)の下6桁


● 階層化判定誤り 階層化判定の結果に相違がないことを確認すること

(3) 請求時の注意点 (判定ロジック)

【参考】階層化判定の優先順位 (令和6年4月1日以降)

- 内臓脂肪蓄積リスク
 1. 内臓脂肪面積
 2. 腹囲 もしくは BMI


BMI = 体重(kg) ÷ (身長(m)の2乗) により算出し判定します。算出値は小数第2位を四捨五入します。

- 血糖に関するリスク
 1. 空腹時血糖
 2. HbA1c
 3. 随時血糖


空腹時血糖 = 小数第1位にて四捨五入した値で判定を行う。
HbA1c = 小数第2位にて四捨五入した値で判定を行う。
随時血糖 = 小数第1位にて四捨五入した値で判定を行う。

- 脂質に関するリスク

空腹時中性脂肪 (随時中性脂肪)
または
HDLコレステロール



空腹時中性脂肪 (随時中性脂肪) ・ HDLコレステロール = 小数第1位にて四捨五入した値で判定を行う。

- 血圧に関するリスク
 1. その他
 2. 2回目
 3. 1回目

血圧 = 小数第1位にて四捨五入した値で判定を行う。

(3) 請求時の注意点 (判定ロジック)

保健指導レベル判定・メタボ判定のロジックについて

① 桁まるめ方法

- ・ 数値データでまるめを行う必要がある場合にはどの項目においても四捨五入により指定された桁数にするものとする
- ・ 桁数の情報は「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」別紙7-1の表「健診結果・質問票情報」の形式とおり
 - (例1) 中性脂肪149.6mg/dlの場合→150mg/dlと判定され、脂質判定リスクに該当
 - (例2) HbA1c5.56%の場合→5.6%と判定され、血糖リスク(保健指導レベル)に該当

② 腹囲自己申告判定の取扱い

「腹囲が自己申告のみ、かつBMIが22以上」の場合は、欠損とする

※腹囲が自己申告の場合は、内臓脂肪面積・腹囲判定リスクにおいて、判定不能となるので、**腹囲は可能な限り実測をお願いします**

③ 血圧追加リスク判定の取扱い

収縮期血圧及び拡張期血圧の両方の値が存在した場合に判定を行う

※①～③の詳細は厚生労働省 資料「メタボリックシンドローム判定・保健指導レベル判定のロジックについて」をご参照ください

(3) 請求時の注意点 (健診請求担当との連携)

健診担当者との連携した事務処理

① 健診費用請求が行われているかの確認

健診費用の請求が行われているか・健診結果データに不備がないか確認すること
※特定保健指導支払処理は、健診費用支払後でないといけません
※事業者健診受診者に対して指導を実施した場合も同様です

② 健診当日に初回面談を実施した場合の生活習慣病予防健診結果データによる実施報告

○生活習慣病予防健診結果データ作成ツール操作マニュアル (抜粋)

4. 入力項目一覧

No	グループ	入力項目	必須	説明	主なチェック条件など
295	伝達事項 - 初回面談実施	初回面談実施		▼を押下し、表示されたリストから選択します。 *1:健診当日に初回面談実施 未実施の場合、入力しない	結果通知票に項目なし (*4)

○生活習慣病予防健診結果データ作成ツール 健診結果詳細画面

伝達事項

特定保健指導	実施種別				
初回面談	実施年月日 (予定)		年	月	日
オプトアウト	事業所への開示				
	確認年月日		年	月	日
健康相談					
初回面談実施		1			

受診日当日に特定保健指導の初回面談を実施した場合は、1

健診受診約3カ月後以降には
協会けんぽで保健指導を実施します

※健診結果データによる実施報告がなく、特定保健指導の請求データ提出に遅れがあった場合、特定保健指導実施済の対象者に、協会けんぽからも保健指導の実施案内が送付されてしまいます

健診結果へ入力できなかった場合、および後日特定保健指導の実施予定がある場合は、必ず、別添様式5もしくは別添様式6をご提出ください。(P51参照)

(4) 第4期からのデータ入力の変更点 (早期介入確認のため必須)

● 初回面談開始の請求時、早期介入したかどうかを必ず入力 電子データ仕様V4.00 P3

■ 項番6300「健診後早期の初回面談」の設定について (2024年4月以降)

- ・ 初回面談開始の請求時、動機づけ支援、動機づけ支援相当、積極的支援の全てで必須の設定項目です。
- ・ 初回情報① (データ仕様P2項目6220) の「健診後早期の初回面談」には入力しないでください。
- ・ 初回情報の項番6300「健診後早期の初回面談」必須入力。
 - ・ 項番6300「健診後早期の初回面談」
→ 「0：実施なし」「1：当日」「2：1週間以内 (当日は除く)」を設定。
- ・ 項番6300「健診後早期の初回面談」には受診券整理番号に設定した健診実施年月日と項番2400「初回面談の実施日付」、または項番6000「初回面談①の実施日付」との整合性が一致している必要があります。
- ・ 支援ポイントが関連しない動機付け支援、動機付け支援相当においても設定してください。

● 初回面談を早期介入した場合、実施日を必ず入力 電子データ仕様V4.00 P2

■ 項番6210「健診実施年月日 (確認用)」>の設定について (2024年4月以降)

- ・ 健診実施年月日当日や健診日の翌日から7日間以内に、初回面談または初回面談を分割して実施した場合、項番6210「健診実施年月日 (確認用)」は必須で入力します。かつ受診券整理番号に設定した健診実施年月日と一致している必要があります。
- ・ 早期介入していない場合は入力の必要はありません。

<例> 健診実施年月日が2024年6月1日→20240601 で入力

健診実施年月日が2024年6月1日、初回面談 (または分割実施①) の実施日付が2024年6月8日の場合、7日間以内となる。

健診実施年月日が2024年6月1日、初回面談 (または分割実施①) の実施日付が2024年6月9日の場合、8日以上となり入力の必要なし。

「健診実施年月日 (確認用)」、「健診後早期の初回面談」は実績評価時のポイントチェックや国報告でも使用されるため、指導結果取り込み時は整合性チェックの対象となり、エラーの場合は強制登録不可

(4) 第4期からのデータ入力の変更点 (アウトカム計画やアウトカム評価の入力)

● 積極的支援は初回面談時のアウトカム計画を必ず入力 電子データ仕様V4.00 P4

■ 項番6310「計画上の腹囲・体重の改善」、項番6320～6360「計画上の生活習慣の改善」の設定について
(2024年4月以降)

積極的支援の初回面談時の以下の項目は**必須入力**となります。

- ・ 項番6310「計画上の腹囲・体重の改善」
→ 「0：計画なし」「1：1cm・1kg」「2：2cm・2kg」を設定。
- ・ 項番6320～6360「計画上の生活習慣の改善」（食習慣・運動・喫煙・休養・その他）
→ 各項目ごとに「0：計画なし」「1：計画あり」を設定。

● 修了した**全ての実績評価時のアウトカム評価を必ず入力** 電子データ仕様V4.00 P7～P8

■ 項番2750「実績評価時の腹囲」、項番2760「実績評価時の体重」、項番6470「実績評価時の腹囲・体重の改善」、
項番2790～2810、6480～6490「実績評価時の生活習慣の改善」>の設定について (2024年4月以降)

- ・ 動機づけ支援・動機づけ支援相当・積極的支援の実績評価時は**必須入力**となります。
- ・ 途中中断で実績評価が出来ない場合や、みなし修了の場合は入力の必要はありません。

- ・ 項番2750と2760「実績評価時の腹囲・体重」の数値
- ・ 項番6470「実績評価時の腹囲・体重の改善」
→ 「0：未達成」「1：1cm・1kg」「2：2cm・2kg」を設定。
- ・ 項番**2790～2810、6480～6490**「実績評価時の生活習慣の改善」（食習慣・運動・喫煙・休養・その他）
→ 「0：未達成」「1：達成」「2：目標なし」を設定
→ 喫煙は「0：禁煙未達成」「1：禁煙達成」「2：非喫煙」「3：禁煙目標なし」

なお、項番6470「実績評価時の腹囲・体重の改善」を設定した場合、健診受診時の腹囲・体重と、実績評価時の腹囲・体重について**整合性がとれている必要があります**。

実施計画時と、実績評価時の「アウトカム評価のポイント」や「計画上のポイントの合計」「実施済みポイントの合計」は、上記入力内容に対して**整合性チェックの対象**となります。

(4) 第4期からのデータ入力の変更点 (行動目標の入力について)

● 実績評価の請求時に達成した行動目標を入力

電子データ仕様P8

■ 「実績評価時の生活習慣の改善」(食習慣・運動・喫煙・休養・その他)で「1:達成」を設定する場合は、達成に伴って立てた目標内容を項番6160「実績評価情報」に記録してください。(2024年4月以降)

- ・入力の際、記録する目標内容の前に識別コード(全角2桁)および全角スペースを1つ分入れてください。
- ・なお、複数の生活習慣の改善を達成した場合、もしくは、複数の目標を立てたうえで達成した場合は、各目標の間に全角スラッシュ「/」を設定してください。

識別コード

- ・食習慣 : 「01」 + 全角スペース1つ + 行動目標① / 「01」 + 全角スペース1つ + 行動目標②
- ・運動習慣 : 「02」
- ・喫煙習慣 : 「03」
- ・休養習慣 : 「04」
- ・その他の生活習慣 : 「05」

【記入例】

例1 : 「実績評価時の生活習慣の改善(運動習慣)」が「1:達成」の場合
実績評価情報 : 02 軽く汗をかく運動を週〇回に増やす

例2 : 「実績評価時の生活習慣の改善(運動習慣)」および「実績評価時の生活習慣の改善(休養習慣)」が「1:達成」の場合
実績評価情報 : 02 軽く汗をかく運動を週〇回に増やす / 04 毎日、〇時間以上睡眠をとる

例3 : 「実績評価時の生活習慣の改善(運動習慣)」が「1:達成」であり、運動習慣に係る目標を複数立てた場合
実績評価情報 : 02 軽く汗をかく運動を週〇回に増やす / 02 1日の歩数を〇歩増やす

(特定保健指導実施健診機関から) よくあるご質問

Q1

動機付け支援をしている被保険者と実績評価時連絡が取れない場合は、途中終了になってしまうのでしょうか？



ご請求いただける方法があります。

利用者への **2回以上の催促**等の実施記録をもって評価に代えることができます。

((みなし終了の扱い)ただし、健診時より継続して被保険者の資格がある場合に限りです。)

※評価できない場合の**確認回数**を入力し実績評価として請求。

Q2

積極的支援をしている被保険者と実績評価時連絡が取れない場合は、途中終了になってしまうのでしょうか？



利用者への **2回以上の催促** (電話もしくはメール等)の実施記録をもって評価に代えることができます。

(以下の条件にすべて該当している場合に限りです。)

- ① ポイントが180ポイント以上発生していること
- ② 健診時より継続して被保険者の資格があること
- ③ 初回面談から3か月以上経過していること

Q3

早期介入ポイントについて、初回面談を当日実施し、その後連絡つかず中断となった場合、当日実施分の20ポイント分は請求できますか？



完了した特定保健指導の早期実施にかかるポイントについては、**途中終了時の請求の際に行う。**

【具体例】初回面接を健診当日に行い、継続支援の予定をしていたが全く連絡つかず中断となった場合、**途中終了で20P/180P獲得として請求が可能。**

Q4

初回面談以降に健康保険の資格が喪失し、支援が中断になってしまった。データ等の提出は必要ですか？

支援方法によって提出内容が異なります。

【積極的支援】

支援が途中で中断（途中終了）した場合で金額が発生しない場合（請求金額0円の場合）は、初回の請求月の翌月以降に**中断のデータ（日付は初回面談日より後の日とする）を作成し、別添様式3と一緒に提出してください。**

【動機付け支援・動機付け支援相当】

中断データが提出できる場合提出をお願いします。
提出出来ない場合は様式3のみ記載し提出してください。

Q5

血液検査と実績評価は同日でもいいですか？

実績評価と同日に行うことも可能ですが、実績評価の前に血液検査を行うことが必須です。
なお、初回面談から3か月以上経過していないと実施はできません。

Q6

積極的支援において、初回分割2回目と同日に継続支援を実施することは可能ですか？

初回面談2回目に引き続いて、同一日継続的な支援を実施することは可能です。

<実施条件>

初回面談1回目に作成した暫定的な行動計画を踏まえた食生活・運動等の生活習慣の実施状況が確認できること

Q7

遠隔支援(情報通信技術を活用した継続支援)のポイントは?

令和3年2月1日の改正に基づき、「対面で行う場合と同等のポイントを算定すること」となりました。
※以前は「電話支援」でした。
特定健康診査および特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.0版)参照

Q8

LINEを活用した支援は?

LINEで継続的な支援はできません。
送信できる内容は、ホームページなどで公表している内容のみになります。
詳細は、この資料のP47をご参照ください。

Q9

困ったときや相談したいときはどうしたら良いですか?

情報提供・支援の相談・請求業務等、気軽に協会けんぽまでお電話ください。

4. その他のお知らせについて、以下の3点についてご説明します。

- (1) 特定保健指導における途中終了の取り扱い
- (2) 特定保健指導時の対象者の確認について
- (3) 支部における実施状況の確認について

(1) 特定保健指導における途中終了の取り扱い

● 「特定保健指導における途中終了の取り扱い」について

【再び特定保健指導を利用するよう勧奨し、2回以上勧奨しても連絡が取れない場合は、脱落者として認定】と事務処理要領において定めています。

特定保健指導業務事務処理要領（例）

11. 請求

特定保健指導記録及び決済情報については、次の(1)～(4)の時点の結果を1ヶ月ごとに取りまとめ、請求書と合わせて協会支部が指定する様式を期日までに提出すること。

なお、業務の一部を再委託した場合には、委託元がとりまとめて請求すること。

- (1) 初回面談終了時
- (2) 実績評価終了時
- (3) 継続的な支援実施中の脱落等による終了時
- (4) 初回未完了時

12. 実施状況の管理及び報告

実施状況の管理、報告については、次のとおりとする。

- (1) 受託機関において、毎月、特定保健指導実施状況を把握し、進捗管理を実施する。
- (2) 協会支部が指定する様式（特定保健指導請求内訳書、特定保健指導実施明細報告書）により請求時に報告を行う。
(前述の11 請求「(3) 継続的な支援実施中の脱落等による終了時」については報告漏れが起きやすいことから、報告漏れがないように留意すること。)

なお、業務の一部を再委託した場合には、委託元がとりまとめて報告すること。

「継続的な支援実施中の脱落等による終了時」については報告漏れ（請求漏れ）がないよう、ご協力をお願いします

(2) 特定保健指導時の対象者の確認について

● 階層化通知等を送る時の事故防止

送付先誤りや他者の通知混入等は個人情報情報の漏洩となります。送付を行う際は同封物を複数人で確認するなどの事故防止を徹底してください。

● 実施時の確実な本人確認

対象者本人に氏名をフルネームで名乗ってもらうなど、本人確認の徹底をお願いします。協会保健師等や他の特定保健指導実施機関から既に特定保健指導を受けていないかの確認もあわせてをお願いします。

● 健康保険の資格確認（被保険者かどうか）

被保険者と被扶養者の特定保健指導では、費用単価・請求方法等が異なります。対象者の保険証の資格（被保険者かどうか）を確認したうえで、実施および請求をお願いします。

上記の管理を徹底していただきますよう、お願いします

(3) 支部における実施状況の確認について

- 愛知支部では、委託機関からの報告（特定保健指導実施計画書）に基づき、特定保健指導の実施状況の確認を行います。
- **【特定保健指導実施計画書の実施件数】**と乖離がある場合は、状況の確認のため、ご連絡させていただくことがありますので、ご対応ください。

特定保健指導実施計画書

5. 運営に関する情報（協会けんぽの被保険者に対する特定保健指導に関して記入してください。）
 ※当該項目に記載された件数や実施状況を達成いただけるよう、進捗管理を徹底してください。



特定保健指導の初回面談の年間実施可能人数 （40歳以上の生活習慣病予防健診受診者と事業者健診結果データ提供件数の合計数の約20%が特定保健指導対象者と想定されます）	初回面談	年間	人	（積極的支援	人	動機付け支援	人）
	実績評価	年間	人				
健診当日の初回面談の年間実施可能人数			<input type="checkbox"/> 一括実施	人	<input type="checkbox"/> 分割実施	人	

(1) 生活習慣病予防健診

1. 愛知支部の健診実施状況

2. 健診に関するお願い

(2) 特定保健指導

3. 愛知支部の特定保健指導実施状況

4. 特定保健指導に関するお願い

(3) 愛知支部の実施状況 および各種依頼事項

5. マイナンバーカードと
健康保険証の一体化等

(3) 愛知支部の実施状況および 各種依頼事項

1. 愛知支部の健診実施状況 …

			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度 (令和5年4月～9月まで)			
			人数(人)	実施率 (%)	全国 順位	人数(人)	実施率 (%)	全国 順位	人数(人)	実施率 (%)	全国 順位	人数(人)	実施率 (%)	KPI (%)	全国 順位
本人	生活習慣病 予防健診	受診者	434,006	45.5	44	464,958	47.7	44	485,244	50.4	44	293,658	29.7	59.6	-
		対象者	954,560			975,010			962,238			989,438			
	事業者健診 結果データ	受診者	95,725	10.0	29	110,179	11.3	15	118,823	12.3	12	66,989	6.8	12.7	-
		対象者	954,560			975,010			962,238			989,438			
	合計	受診者	529,731	55.5	-	575,137	59.0	-	604,067	62.7	-	360,647	36.4	72.3	-
		対象者	954,560			975,010			962,238			989,438			
家族	特定健診	受診者	66,739	24.8	16	73,020	27.6	17	73,298	29.4	14	28,242	11.3	37.0	-
		対象者	268,934			264,704			249,513			249,452			
合計	受診者	596,470	48.8	41	648,157	52.3	42	677,365	55.9	43	388,889	31.3	64.5	-	
	対象者	1,223,494			1,239,714			1,211,751			1,238,890				

① 事業者健診実施をしている事業所へ「生活習慣病予防健診」の切り替え勧奨

- 令和5年度から生活習慣病予防健診の自己負担額を減額していることに伴い、事業者健診よりも生活習慣病予防健診の方が安く済むケースがございます。
- 事業者健診の受診となっている事業所に対しては「令和5年度から協会の生活習慣病予防健診の自己負担額が減額になっていること」、「検査項目が多いこと」、「定期健診に代えられること」等のメリットを伝えていただき、生活習慣病予防健診の切り替え勧奨を実施くださいますようお願いいたします。

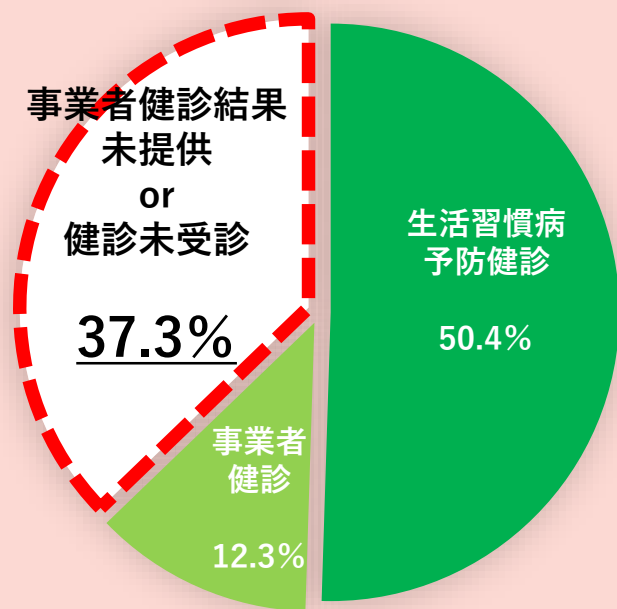


- 勧奨の際に健診受診の手引き（左画像）を使用される場合は、協会けんぽよりある程度の部数をお送りすることが可能です。お電話等でご依頼ください。

令和4年度と令和5年度に公募しました「健診機関による事業者への生活習慣病予防健診勧奨業務委託」につきましては、令和6年度は実施しない予定です。参加を希望されていた健診実施機関におきましては、事業者健診実施事業所への切り替えの働きかけを強化くださいますようお願いいたします。

② 事業者健診結果提供のお願い

令和4年度の愛知支部の
健診受診状況（被保険者）



愛知支部の受診対象者
（被保険者）のうち

37.3%の方が

「事業者健診結果未提供」
または「健診未受診」となっ
ております。

「事業者健診結果未提供」の
方が多数おられると思われま
す。

事業者健診結果の提供に
是非ご協力をお願いします。

事業者健診結果を提供いただければ、愛知支部から特定保健指導の案内が可能となり、受診者の生活習慣および健診結果の改善につながります。また、令和6年10月以降は、事業者健診受診者における要治療者にも医療機関受診勧奨を開始し、重症化予防に取り組みます。

● 特定保健指導実施率（初回面談）

種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被保険者	14.2% 16,966人実施 全国42位	17.6% 22,211人実施 全国41位	18.2% 24,084人実施 全国39位
被扶養者	14.5% 885人実施 全国16位	16.4% 1,000人実施 全国23位	13.9% 847人実施 全国32位

● 特定保健指導実施率（実績評価）

種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被保険者	10.9% 12,981人実施 全国42位	14.4% 18,183人実施 全国41位	13.1% 17,415人実施 全国42位
被扶養者	14.5% 802人実施 全国17位	16.4% 971人実施 全国16位	11.9% 727人実施 全国29位

① 特定保健指導の実施のお願い

(1) 健診当日の初回面談が未実施の特定保健指導契約機関の皆様

健診当日の初回面談の実施をお願いします。

- ◎ 診察の際に医師から特定保健指導を勧めていただくことにより、受診者が特定保健指導を受ける納得感を引き出すことができます。
- ◎ 第4期の特定保健指導では、健診当日の初回面談分割実施の条件が緩和され、健診受診日から1週間以内（受診日を0日として7日後まで）に初回面談の1回目を実施できることとなり、初回面談が実施しやすくなりました。

(2) 特定保健指導が未契約の健診機関の皆様

特定保健指導の契約をお願いします。

- ◎ 特定保健指導の実施により、受診者1人あたりの客単価はアップし、健診機関の収入増につながります！
最終評価まで実施いただければ、健診費用を含めて、1人あたり**約3～5万円**の収入となります。詳細は次ページ以降をご覧ください。

生活習慣病予防健診（一般健診）の契約単価：18,865円の健診機関の例

健診の項目		特定保健指導の 健診当日の初回面談の実施方法	健診+特定保健指導 の客単価
生活習慣病 予防健診 (一般健診) 単価： 18,865円	+	動機付け支援・動機付け支援相当 当日一括実施（遠隔面談を含む） 単価：10,736円 ※1	単価：29,601円
		動機付け支援・動機付け支援相当 当日分割実施 単価：8,800円 ※1	単価：27,665円
		積極的支援の初回面談 当日一括実施（遠隔面談を含む） 単価：12,452円 ※1	単価：31,317円
		積極的支援の初回面談 当日分割実施 単価：11,000円 ※1	単価：29,865円

※1 初回面談終了時点で請求いただく金額です

**健診当日に初回面談を実施するだけで、客単価が大幅にアップします！
初回面談の所要時間は20分のみ（分割実施ならば後日実施と合わせて20分）です。**

生活習慣病予防健診（一般健診）の契約単価：18,865円の健診機関の例

健診項目	特定保健指導の 支援コース	特定保健指導の初回面談 の実施方法	健診+特定保健指導 の客単価
生活習慣病 予防健診 (一般健診) 単価： 18,865円	動機付け支援・ 動機付け支援 相当	健診当日一括実施 単価：13,420円 ※2	単価：32,285円
		健診日翌日以降に事業所訪問して実施 単価：13,420円 ※2	単価：32,285円
		遠隔面談で実施 (健診当日の初回面談分割実施を含む) 単価：13,420円 ※2	単価：32,285円
		「健診当日の初回面談分割実施」 or「後日対象者を呼出」 単価：11,000円 ※2	単価：29,865円
	積極的支援	健診当日一括実施 単価：31,130円 ※2	単価：49,995円
		健診日翌日以降に事業所訪問して実施 単価：31,130円 ※2	単価：49,995円
		遠隔面談で実施 (健診当日の初回面談分割実施を含む) 単価：31,130円 ※2	単価：49,995円
		「健診当日の初回面談分割実施」 or「後日対象者を呼出」 単価：27,500円 ※2	単価：46,365円

※2 初回面談と実績評価を合計した金額です

最終評価まで実施いただければ、客単価がさらにアップします！

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、令和6年秋に向けて協会けんぽにおいても準備を進めているところです。確定事項の説明はできませんが、現時点での主な検討事項について共有させていただきます。

【健診機関向け情報提供サービスの改修】

- ・被保険者が自身の記号・番号を把握していない場合を想定し、記号番号以外の情報により照会ができるよう改修します。

【当日の資格確認】

- ・健診機関においてオンライン資格確認等システムを使用し、資格確認を行う予定です。被保険者はマイナンバーカード等を使用し、資格確認を行う予定ですが、詳細については別途お知らせします。なお、国における検討状況については次ページ以降に参考資料としてお示しします。

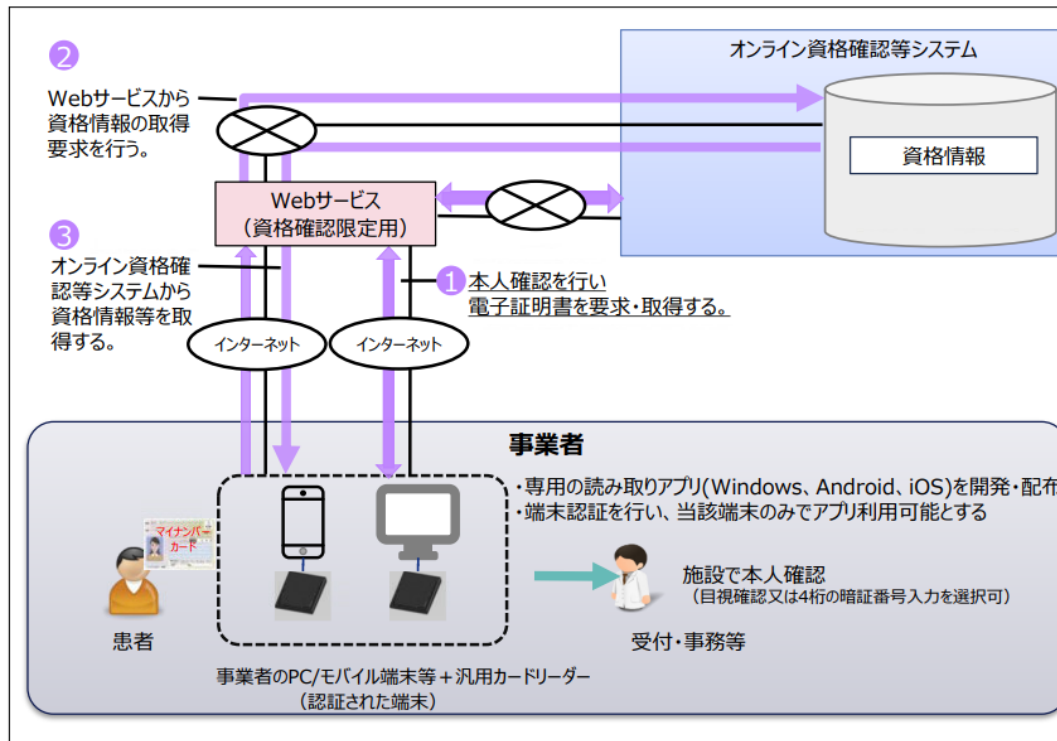
【帳票の変更】

- ・現在マイナンバーの記載がない特定健康診査受診券（セット券）申請書等の帳票類について、マイナンバー記載欄の追加を行います。

なお、令和6年度下期に使用する帳票（特定健康診査受診券（セット券）申請書）については作成の有無も含めて未定のため、決まり次第別途お知らせします。

① 【参考資料】 第170回社会保障審議会（保険医療部会）資料より抜粋

オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要



- オンライン資格確認導入の義務化対象外施設（*）等においても、こうした仕組みを利用可能とする（任意）。
* 紙レセプトでの請求が認められているもの（電子請求の義務化時点で65歳以上（77歳以上程度の医師等）・手書き請求）
- その他の施設（健診実施機関等、助産所）については後述のとおり。

②【参考資料】第170回社会保障審議会（保険医療部会）資料より抜粋

健診実施機関等のオンライン資格確認について

健診実施機関等における保険証の確認

- 健診実施機関等※1においては、受診者が訪れた際に当該受診者が契約相手先の保険者の加入者であるか否かを判別するため、受診券・利用券と保険証の両方を照合・確認することにより、有資格者か否かを判別している。

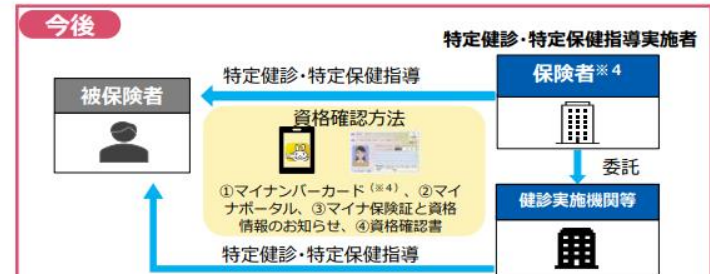
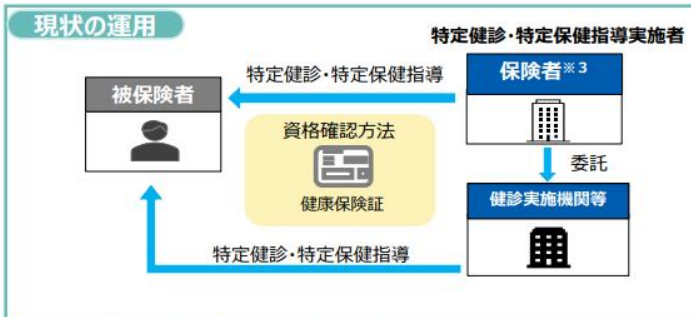
※1 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき保険者に実施義務がある特定健診・特定保健指導を、委託を受けて実施する機関・保険者。

- 令和6年秋の保険証の廃止に当たって、健診実施機関等においては、①**オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入※2を任意で可能**としてはどうか（令和6年4月～）。

※2 すでに現行のオンライン資格確認を導入済みの医療機関等においては、導入済みのオンライン資格確認の仕組みを利用可能。

（導入のメリット）

- マイナンバーカードでの資格確認が可能となり、健診実施機関等や受診者において利便性が向上。
- 最新の正確な資格情報の確認が可能となり、保険者との電話連絡等の手間が減り、事務の円滑化につながる。
- すでにオンライン資格確認を導入している医療機関等においても、健診センター棟が別棟である場合などは、簡素な仕組み（モバイル端末等とインターネット回線）により資格確認を行うことが可能。
- その他、健診実施機関等において②**マイナポータル**の保険資格画面の確認、③**マイナ保険証と資格情報のお知らせ**の組み合わせ、④**資格確認書**により、受診券・利用券に記載の保険資格の確認を行う方法も可能としてはどうか。



※4 オンライン資格確認（資格確認限定型）により資格情報の確認を行う。

※3 事業主健診の場合においては、事業主が実施主体となる。

③ 【参考資料】 第170回社会保障審議会（保険医療部会）資料より抜粋

健診実施機関等におけるオンライン資格確認の導入に関する
今後のスケジュール（案）

	令和5年度 (2023年度)							令和6年度 (2024年度)						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月~
マイルストン	秋：保険証廃止 ★													
健診実施機関				準備作業 (アカウント登録、モバイル端末、 汎用カードリーダーの準備)				オンライン資格確認開始						
			アプリケーションリリース（見込み）★											
		ポータルサイト公開（アカウント登録・利用申請）（見込み）★												
事務連絡改正等			事務連絡※の改正等											
	※「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」													

**説明会は以上になります。
ご視聴ありがとうございました。**

※視聴後は、視聴後アンケートをご記入のうえ、
愛知支部までFAXにてお送りください。